

2 長薬発第 49 号
令和 2 年 4 月 13 日

役 員 様
地域薬剤師会長 様

一般社団法人長野県薬剤師会
会長 日 野 寛 明

新型コロナウイルスに関する知事メッセージ並びに
「感染対策強化期間」の周知について（依頼）

平素、本会の運営に際し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長野県情報公開・法務課から新型コロナウイルスに関する「県外を対象とする緊急事態宣言がなされたことを受けた知事メッセージ」が発出されましたので、関係皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。

また、長野県薬事管理課から、新型コロナウイルス「感染対策強化期間」（4/9～4/22）の周知について依頼がありましたので、併せて、貴職並びに貴会関係者を通じた県民への周知をお願いいたします。

長野県薬剤師会 事務局長 中島 崇

〒390-0802 松本市旭 2-10-15

☎TEL : 0263-34-5511 📠FAX : 0263-34-0075

2 情法第11号
令和2年（2020年）4月10日

一般社団・財団法人 代表者 様

長野県総務部情報公開・法務課長

県外を対象とする緊急事態宣言がなされたことを受けた知事メッセージについて（通知）

日ごろより公益活動の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

県では、政府が、令和2年4月7日に東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、大阪府、兵庫県及び福岡県を対象区域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言を行ったことを受け、同月8日の新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、「県外を対象とする緊急事態宣言がなされたことを受けた知事メッセージ」を別紙のとおり決定しました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、社員、役員、評議員等に対し、別紙の知事メッセージを周知いただきますようお願いいたします。

情報公開・法務課	法務係
（課長）神事 正實	（担当）奈良井 拓郎
電 話	026-235-7057（直通）
ファクシミリ	026-235-7370
電子メール	koeki@pref.nagano.lg.jp

県外を対象とする緊急事態宣言がなされたことを受けた知事メッセージ

「ご自身や大切な方の命を守るためのお願い」

1 緊急事態宣言及び長野県の現状について

令和2年4月7日、政府は、7都府県を対象区域(※)とする緊急事態宣言を行いました。

長野県は対象地域には含まれていませんが、先週末から今週にかけて、県内でも感染確認者の発生頻度が上がりつつあり、発生地域も県内7圏域に及んでいます。また、PCR検査の件数や、保健所への有症状相談件数が増加していることなどを総合的に考慮すると、明日から2週間(4月22日まで)が、県内の感染拡大防止のために重要な時期「感染対策強化期間」であると考えられます。

この難局を乗り越え、医療崩壊を防ぐために、国民として互いに協力し合いながら、感染症のまん延防止に取り組んでいかなければなりません。

こうした状況を受けて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、皆様の生命と安全を守るために、次のとおり要請を行います。

(※) 対象区域： 東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県

2 往來の自粛について

緊急事態措置を実施すべき区域とされた上記の都府県への往來は、基本的に行わないでください。仕事等でどうしても往來が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を講じてください。

緊急事態措置を実施すべき区域にお住まいの方も、本県との往來は自粛してください。ご家族やご親戚の方が上記の区域にお住まいの場合は、大変ご心配のことと思いますが、今回の緊急事態宣言は、全国的な感染のまん延拡大を防ぐためのものであり、全国的に統一した考えで取り組む必要があります。当該区域にお住まいのご家族や知人の方とも連絡を取り合ってください、国や当該自治体の要請を踏まえ、ご自宅に留まるようお願いしてください。

3 感染防止策の徹底について

すべての県内の皆様は、自覚症状の有無にかかわらず、明日から2週間(4月22日まで)は、県内の感染拡大防止のために重要な期間であるため、人混みを避け、意識して人との接触機会を減らすなど、感染防止に最大の留意をしていただくようお願いします。

人と一緒にいるときは、できるだけ距離をとってください(ソーシャルディスタンス)。職場や飲食店等でも、座席の間をできるだけ広くとるなどの取組を行ってください。

現状に安心することなく、一人ひとりが手洗い、うがいなどの基本的な感染防止策を徹底するとともに、いわゆる3密と呼ばれる集団感染が確認された場に共通する3つの条件を避けるように、日々の生活の中で強く意識して行動するように強くお願いします。

- ①「換気の悪い密閉空間」を避ける。
- ②「多数が集まる密集場所」を避ける。
- ③「間近で会話や発声をする密接場面」を避ける。

4 緊急事態措置を実施すべきとされた区域に滞在していた方について

緊急事態措置を実施すべき区域に滞在していた方は、その翌日から14日間を経過するまで、健康観察を行っていただくとともに、医療機関への通院、食料品・生活必需品の買い出しなど必要な場合を除き外出しないようにしてください。職場においては、在宅勤務やテレワーク等での対応をご検討ください。

なお、外出に際してはマスクを着用するなど感染防止に十分留意してください。

5 症状のある方について

発熱等の風邪症状がある方は、定期的な検温など、ご自身の健康観察を行うとともに、外出せず、他の方との接触を避けてください。また、医療機関における感染を防止するため、いきなり受診することは避け、あらかじめ保健所又はかかりつけ医に電話で相談の上、指定された医療機関の帰国者・接触者外来等を受診してください。

6 感染者、医療従事者等の人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症は、注意をしても誰もが感染する可能性があるもので、皆さんご自身も例外ではありません。

このことを踏まえて、患者・感染者、医療従事者や、緊急事態宣言が発出された地域等に滞在していた方、県外から長野県にいられた方などへの、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように、冷静な行動をお願いします。

厳しい局面ではありますが、ご自身と大切な方の命を守るために責任のある行動をとるよう強くお願いします。

県民一丸となって感染防止策を徹底し、互いに支え合いながら、この難局を乗り越えましょう。

2 薬号外
令和2年(2020年)4月13日

関係団体の長様

長野県健康福祉部長

新型コロナウイルス「感染対策強化期間」の周知について(依頼)

本県の健康福祉行政につきましては、平素格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただいているところですが、県において添付の緊急広報チラシを作成しましたので、貴会会員等に周知いただくとともに、店舗等へ掲示するなど、県民に対する広報にご協力願います。

担当 薬事管理課 薬事温泉係
小池裕司(課長) 佐伯成規(担当)
電話 026-235-7157(直通)
ファクシミリ 026-235-7398
電子メール yakuji@pref.nagano.lg.jp

4月9日から
4月22日まで

新型コロナウイルス

長野県 緊急広報

「感染対策強化期間」中

長野県知事から皆さまへ 重要なお願い

現在、長野県内では新型コロナウイルス感染症の**感染確認者が急増**しています。加えて、政府から7都府県を対象区域とする「緊急事態宣言」が発令されるなど、全国的かつ急速なまん延のおそれがあることから、**今後、県内における感染発生リスクが高まることを懸念**しています。

今が、重要な時期です。

すべての県内の皆さまは、自覚症状の有無にかかわらず、**4月22日まで、感染防止に最大限ご留意**いただくようお願いいたします。
ご自身と大切な方の命を守るため、県民一丸となって感染防止を徹底し、互いに支えあいながら、この難局を乗り越えましょう。

1 「緊急事態宣言」の対象地域への往来は、基本的に行わないでください

また、これらの地域からお越しの方は、**14日間健康観察**を行っていただくとともに、必要な場合を除き、**外出しない**でください。

※「緊急事態宣言」の対象地域（4月8日現在）
東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県

2 人との接触機会を減らす、間隔をとるなど、社会的距離をとってください

人混みを避けたり、職場や飲食店等でも**座席の間を広くとる**など、社会的距離（ソーシャルディスタンス）をとってください。

3 ご家族、親類、知人が「緊急事態宣言」の対象地域にお住まいの方へ

大変ご心配のことと思いますが、これらの地域にお住いのご家族や親族、知人の方と連絡を取り合ってください、できるだけ**ご自宅に留まる**ようお願いしてください。

4 基本的な感染防止対策を徹底・継続しましょう

感染を防ぐには、**手洗いや咳エチケット**など、基本的な感染症予防対策の徹底が不可欠です。また、感染リスクが高い**「3つの密」**

（密閉空間、密集場所、密接場面）を避ける行動をお願いします。



5 発熱や風邪症状があったら

発熱等の症状がある方は外出せず、他の方との接触を避け、**保健所（有症相談窓口）**や**かかりつけ医**にお電話いただいた上で、医療機関を受診するようにしてください。



6 冷静な行動をお願いします

感染者や医療従事者の方々、緊急事態宣言の対象地域からお越しになられた方々への**不当な差別や偏見、いじめ**などが起こることがないように、配慮ある冷静な対応をお願いします。

一般相談窓口（県庁 保健・疾病対策課）

下記窓口で休日を含め24時間、専用電話でお受けします。

026-235-7277 または 026-235-7278